

第3章. 上水道編

第6節 資 料

1 水道料金の変遷

【上水道事業】

旧佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別 改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用栓															
	基本 水量 ㎡	料 金 円																																				
昭和21. 4. 1	10	2	0.17					10	2.8	0.2	36	5.4	0.11			10	3.5																					
22. 4. 1	10	4.5	0.38					10	6.5	0.45	36	9	0.2			10	8																					
23. 1. 3	10	30	3					10	43.5	4.35	36	60	1.65			10	55	5.5	1	1.3																		
24. 4. 1	10	60	7					10	87	9	36	120	4			10	130	12	1	3																		
26. 4. 1	10	90	9.2					10	150	15	40	240	8			10	300	30	1	5																		
27. 4. 1	10	110						10	200		40	300				10	500		1	8																		
28. 4. 1	10	180	23	360	23	360	23	10	220	25	100	1,000	12			10	500	60	1	10				5人 まで	180	35	10	160	18									
29. 5. 1	10	230	25	460	23	460	23	10	250	25	100	1,700	20	100	2,400	25	1	30		20				1,000	12,000	15	5人 まで	230	40	10	200	25						
39. 4. 1	10	285	30	570	30	1,000	2,400	30	10	310	30	100	1,700	20	100	2,400	30	1	40		20			1,000	12,000	15				10	250	30						
44. 4. 1	10	385	45	10	420	50	1,000	3,500	50	10	420	50	100	2,300	30				1	70				1,000	18,000	30				10	320	45						
50. 8. 1	10	560	75	10	750	115			10	560	95	100	4,100	60					1	175																		
55. 4. 1	10	630	90	10	860	140			10	630	115	100	4,600	70					1	210																		
59. 4. 1	10	800	120																																			
63. 4. 1	10	980	145																																			
平成4. 12. 1	10	1,330	200																																			

種別	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用栓	
	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円
12. 6. 1	10	1,300	190	30mを超え30mまでの部分	195	60mを超え80mまでの部分	240	80mを超え100mまでの部分	280	100mを超える部分	310													
15. 4. 1 (新設)	10	1,300	190	30mを超え30mまでの部分	195	30mを超え60mまでの部分	240	60mを超え80mまでの部分	280	80mを超え100mまでの部分	310	100mを超える部分	310	300mを超える部分	96									

工場用料金以外は上段に同じ

旧大和町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別 改定日	一般用				官庁用				基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金		
	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金							超過料金	
平成 4. 4.1	10	1,100	9mを超え 14mまでの 部分	15mを超え 34mまでの 部分	35mを超え 54mまでの 部分	55mを超え 84mまでの 部分	85mを超え の部分	1m ³ につき	円	1m ³ につき 10mまでの 部分	1m ³ を超え 30mまでの 部分	11mを超え 60mまでの 部分	31mを超え 60mまでの 部分	61mを超え る部分	円	1m ³ につき
8.11.1	10	1,175	140	140	140	140	140	130	1,650	20	130	130	130	130	100	6,710
12. 5.1	8	1,100	150	150	160	160	170	140	1,875	20	140	140	140	140	100	7,475
16. 5.1	8	1,100	180	180	190	190	210	200	2,000	20	200	200	200	210	100	8,625
									2,000	20	200	200	200	220	100	8,625

新佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	超過料金 (円/m ³)				基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金			
		基本水量	料金	超過料金	基本水量										料金	超過料金	基本水量
平成 18.4.1	一般用	30mを超え 60mまでの部分	60mを超え 80mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分	円	10mを超え 30mまでの部分	15mを超え 85mまでの部分	30mを超え 85mまでの部分	50mを超え 100mまでの部分	80mを超え 150mまでの部分	100mを超え 200mまでの部分	150mを超え 300mまでの部分	200mを超え 500mまでの部分	円	100m ³ を超える部分
		10	1,300	190	190	195	1,300	190	190	220円	220円	240	280	280	310円	310	100m ³ を超える部分
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 310円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 250円															
		工場用	10mを超え 30mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分	60mを超え 100mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分	円	10mを超え 30mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分	60mを超え 80mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分	300mを超え 600mまでの部分	円
平成 18.4.1	工場用	10	1,300	190	190	195	1,300	190	190	220円	220円	240	280	280	310	96	100m ³ を超える部分
		湯屋用	1	135													
		福祉用	1	95													
		臨時給水用	1	515													

※プール用料金の廃止(平成18年4月1日)

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	超過料金 (円/m ³)				基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金		
		基本水量	料金	超過料金	基本水量										料金	超過料金
平成 19.3.1	一般用	10mを超え 30mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分	60mを超え 100mまでの部分	100mを超え 3,000mまでの部分	10mを超え 30mまでの部分	円	10mを超え 30mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分	60mを超え 100mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分	100mを超え 3,000mまでの部分	100mを超え 3,000mまでの部分	3,000mを超える部分		
		10	1,300	190	190	195	1,300	190	190	220円	220円	240	280	200		
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 300円 85m ³ を超え3,000m未満の部分 250円														
		工場用	10mを超え 30mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分	60mを超え 100mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分	円	10mを超え 30mまでの部分	30mを超え 60mまでの部分	60mを超え 100mまでの部分	80mを超え 100mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分	100mを超え 300mまでの部分	300mを超える部分	
平成 19.3.1	工場用	10	1,300	190	190	195	1,300	190	190	220円	220円	240	280	300	96	100m ³ を超える部分
		湯屋用 [*]	1	135												
		福祉用	1	95												
		臨時給水用	1	515												

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものを使用するものをいう。

旧久保田町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金 (円/㎡)		
				8㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 50㎡までの部分	50㎡を超える部分
-	一般用	8	1,300	227	283	308
	プール用	8	1,300	227	283	308
	臨時用	8	4,800	400	400	400
	福祉用	8	1,300	280	300	300
	消火栓用			訓練用 1栓 1回10分 1,500円		

※消火栓用については、企業長が必要ないと認めたとときは、料金を免除することができる。

【旧簡易水道事業】

大和簡易水道事業・飲料水供給施設

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別 改定日	一般用				官庁用				基本水量	料金	基本水量	料金	超過料金	超過料金						
	基本水量	料金	基本水量	料金	基本水量	料金	基本水量	料金												
平成 10.12.24	10	1,175	140	9m ³ を超え 14m ³ までの 部分	15m ³ を超え 34m ³ までの 部分	35m ³ を超え 54m ³ までの 部分	55m ³ を超え 84m ³ までの 部分	85m ³ を超え の部分	1m ³ につき 140	1,875	20	1,875	1m ³ を超え 10m ³ までの 部分	11m ³ を超え 30m ³ までの 部分	31m ³ を超え 60m ³ までの 部分	61m ³ を超え の部分	100	円	円	1m ³ につき 140
12. 5.1	8	1,100	150	150	150	160	160	170	150	2,000	20	2,000	150	160	160	170	100	円	円	170
16. 5.1	8	1,100	180	180	190	200	210	220	190	2,000	20	2,000	190	200	210	220	100	円	円	220

種別 改定日	一般用				官庁用				基本水量	料金	基本水量	料金	超過料金	超過料金							
	基本水量	料金	基本水量	料金	基本水量	料金	基本水量	料金													
平成 18.4.1	10	1,300	190	10m ³ を超え 30m ³ までの 部分	30m ³ を超え 60m ³ までの 部分	60m ³ を超え 80m ³ までの 部分	80m ³ を超え 84m ³ までの 部分	85m ³ を超え の部分	10	1,300	195	240	240	280	280	310	85m ³ を超え の部分	220	円	円	96
	1	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	
	1	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	
	1	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	

種別 改定日	一般用				官庁用				基本水量	料金	基本水量	料金	超過料金	超過料金							
	基本水量	料金	基本水量	料金	基本水量	料金	基本水量	料金													
平成 19.3.1	10	1,300	190	10m ³ を超え 30m ³ までの 部分	30m ³ を超え 60m ³ までの 部分	60m ³ を超え 80m ³ までの 部分	80m ³ を超え 84m ³ までの 部分	85m ³ を超え 3,000m ³ までの 部分	10	1,300	195	240	240	280	280	300	85m ³ を超え 3,000m ³ までの 部分	200	円	円	96
	1	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	
	1	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	
	1	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	515	

富士南部簡易水道事業

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別 改定日	一般用				基本水量	料金	基本水量	料金	超過料金
	基本水量	料金	基本水量	料金					
平成 16. 4.1	8	1,000	80	9m ³ を超え 25m ³ までの 部分	26m ³ を超え 50m ³ までの 部分	50m ³ を超え の部分	80	90	100

【水道事業】

現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/㎡)				
				10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 3,000㎡までの部分	3,000㎡を超える部分
平成 23.4.1	一般用	10	円 1,300	190	195	240	270	200
				※上表からの読み替え (富士南部簡易水道) ◎経過措置 ◎[H25年3月31日まで] 10㎡を超え25㎡までの部分 80円 25㎡を超え50㎡までの部分 90円 50㎡を超える部分 100円 ◎[H27年3月31日まで] 10㎡を超える部分 100円 ◎[H28年3月31日まで] 10㎡を超える部分 130円				
	工場用	10	円 1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 300㎡までの部分	300㎡を超える部分
				190	195	240	270	96
湯屋用*	1	円 135						
福祉用	1	円 95						
臨時給水用	1	円 515						

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものを使用するものをいう。

2 協定水量と用水単価の経緯

(1) 佐賀東部水道企業団

(消費税抜き)

年	協定(契約)水量		計画受水量	用水料金	受水費
昭和59～62年度 昭和63～平成3年度	責任水量制	佐賀地区： 40,600m ³ /日	—	31円/m ³ (未供給地区)	459,389千円
		佐賀地区： 42,890m ³ /日		44円/m ³ (供給地区)	652,036千円
平成4～7年度	協定水量制	佐賀地区： 39,130m ³ /日	佐賀地区： 23,000m ³ /日	基本料金： 62円/m ³ 使用料金： 24円/m ³	1,172,081千円
		佐賀地区： 34,950m ³ /日		基本料金： 72円/m ³ 使用料金： 34円/m ³	
平成8年度	協定水量制	佐賀地区： 31,350m ³ /日	佐賀地区： 21,000m ³ /日	基本料金： 80円/m ³ 使用料金： 35円/m ³	1,313,766千円
		佐賀地区： 31,350m ³ /日		基本料金： 80円/m ³ 使用料金： 35円/m ³	
平成9～10年度	協定水量制	佐賀地区： 30,610m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日	基本料金： 82円/m ³ 使用料金： 36円/m ³	1,178,957千円
		佐賀地区： 35,453m ³ /日		基本料金： 71円/m ³ 使用料金： 33円/m ³	
平成11～13年度	協定水量制	佐賀地区： 35,453m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日	基本料金： 71円/m ³ 使用料金： 33円/m ³	592,508千円
		諸富地区： 6,052m ³ /日		基本料金： 71円/m ³ 使用料金： 33円/m ³	
平成14～16年度	協定水量制	佐賀地区： 34,778m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日	基本料金： 65円/m ³ 使用料金： 30円/m ³	667,358千円
		諸富地区： 5,973m ³ /日		基本料金： 65円/m ³ 使用料金： 30円/m ³	
平成17年4月～ 平成17年9月	変更 協定水量制	佐賀地区： 34,187m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日	基本料金： 60円/m ³ 使用料金： 29円/m ³	1,127,322千円
		諸富地区： 5,960m ³ /日		基本料金： 60円/m ³ 使用料金： 29円/m ³	
平成17年10月～ 平成20年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 33,716m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日	基本料金： 55円/m ³ 使用料金： 29円/m ³	1,040,116千円
		諸富地区： 5,819m ³ /日		基本料金： 55円/m ³ 使用料金： 29円/m ³	
平成20年4月～ 平成23年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 33,790m ³ /日	佐賀地区： 20,500m ³ /日	基本料金： 50円/m ³ 使用料金： 28円/m ³	966,856千円
		諸富地区： 5,913m ³ /日		基本料金： 50円/m ³ 使用料金： 28円/m ³	
平成23年4月～ 平成26年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 33,790m ³ /日	佐賀地区： 20,500m ³ /日	基本料金： 966,856千円 使用料金： 965,158千円	966,856千円
		諸富地区： 5,913m ³ /日		基本料金： 966,856千円 使用料金： 965,158千円	
平成26年4月～ 平成29年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 33,790m ³ /日	佐賀地区： 20,500m ³ /日	基本料金： 966,856千円 使用料金： 965,158千円	966,856千円
		諸富地区： 5,913m ³ /日		基本料金： 966,856千円 使用料金： 965,158千円	
平成29年4月～ 令和2年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 33,790m ³ /日	佐賀地区： 20,500m ³ /日	基本料金： 966,856千円 使用料金： 965,158千円	966,856千円
		諸富地区： 5,913m ³ /日		基本料金： 966,856千円 使用料金： 965,158千円	

年	協定水量		計画受水量		用水料金		受水費	
	変更 協定水量制	佐賀地区： 34,191m ³ /日 諸富地区： 5,789m ³ /日	佐賀地区： 20,500m ³ /日 諸富地区： 3,171m ³ /日	基本料金： 50円/m ³ 使用料金： 28円/m ³	令和2年度： 970,823千円 令和3年度： 969,949千円 令和4年度： -			

(注) 佐賀地区の受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

(2) 佐賀西部広域水道企業団

年	協定水量		計画受水量		用水料金		受水費	
	協定水量制	久保田地区： 2,814m ³ /日 (*契約水量)	久保田地区： 2,177m ³ /日	基本料金： 62円/m ³ 使用料金： 10円/m ³	令和2年度： 66,708千円 令和3年度： 65,944千円			
令和2年4月～ 令和4年3月	協定水量制	久保田地区： 2,814m ³ /日 (*契約水量)	久保田地区： 2,177m ³ /日	基本料金： 62円/m ³ 使用料金： 10円/m ³	令和2年度： 66,708千円 令和3年度： 65,944千円			
令和4年4月～ 令和7年3月	協定水量制	久保田地区： 2,729m ³ /日 (*算定水量)	久保田地区： 2,227m ³ /日	基本料金： 58円/m ³ 使用料金： 12円/m ³	令和4年度： - 令和5年度： - 令和6年度： -			

(消費税抜き)

(注) 令和2年4月～令和4年3月の契約水量は佐賀西部広域水道企業団の施設計画上の水量であり、協定水量は2,559m³/日

(注) 令和4年度の協定水量は2,559m³/日、令和5年度からは2,814m³/日で、令和4年4月～令和7年3月の算定期間中での変更となる。

そのため、令和4年4月～令和7年3月の協定水量は、3年間の協定水量の平均である「算定水量」が用いられる。

(注) 計画受水量は年間計画の受水量であり、実際の年間使用水量とは異なる数値

3 広報活動

(1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、水道週間のスローガンである「生活も ウイルス予防も 蛇口から」に沿って、市内小・中学校に水道週間ポスターの配布を行いました。

毎年度実施していた「上下水道フェア」は、新型コロナウイルス感染防止の目的により中止となりましたが、コロナ禍においてもオンラインで浄水場施設見学が体験できるように、浄水場施設見学用動画を作成しました。

● 「水道水ってどうやって作るの？」編（約11分）



● 「ねえ知ってる？浄水場のこんなこと」編（約8分）



(2) 施設見学

令和3年度の見学者		神野浄水場	下水浄化センター
学 生	小 学 校 (引率者含む)	1, 5 9 4名	4 7 2名
	そ の 他	5 3名	1 4 1名
一 般		1 4名	2 7 6名
計		1, 6 6 1名	8 8 9名

(3) ホームページ

令和3年4月、上下水道局ホームページから電子申請手続き（転出・転入・口座振替等）ができるように、また、スマートフォン対応とするため、上下水道局ホームページをリニューアルしました。

(4) 出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施しました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって実施回数が減少しました。

【実施状況】

実施数	開催会場数	参加人数
3回	3会場	42名

(5) 広報誌「上下水道だより」

水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくため、また、下水道に関するさまざまな情報を発信するため、広報誌を定期発行しています。

〈2021 初夏号（表紙）〉



〈2022 冬号（表紙）〉



(6) 市報等での広報

上下水道に関するお知らせやお願いを、市報等を通じて周知を図りました。

(7) その他の広報

① ラッピングバス（佐賀市営バス）による広報

平成 22 年 5 月、非常用のボトル水「水とっと」の製造開始をPRするためのスポット広告としてスタートしました。

平成 26 年度からは、車両の片面を「飲んでみらんね佐賀ん水」と水道水をPRし、もう片面を「バイオマス産業都市」PR用として、車体全体を使ったラッピングバスとして実施しました。



令和3年10月には、ラッピング自体のひび割れが目立ち始めたことから、水道については「水」をビジュアルで意識してもらえるように、また下水道については、循環型下水道をイメージした新たなラッピングバスを制作しました。ほぼ市内全域を年間通して走っていることから、水道・下水道のPRとして、大変有効な手段となっています。



②佐賀市立野球場への広告掲載

平成23年6月、佐賀市立野球場内壁ラバーフェンス（右中間）に「安全安心 おいしい水道水」の広告掲載をスタートしました。

経年劣化が進んでいた令和3年6月には、新型コロナウイルスの感染症対策として改めて注目されている手洗い（うがい）を奨励し、また野球場での広告であることも踏まえた広告コピー「手洗いは健康のファインプレー」に一新しました。



4 神野浄水場及び神野第2浄水場水処理フロ一図



